

グローバルクリエイティブリーダーズソサエティ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、グローバルクリエイティブリーダーズソサエティと称し、英文では、Global Creative Leaders Society と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、理事会の定めるところにより主たる事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は、東京大学 ソーシャル ICT グローバル・クリエイティブリーダー育成プログラムの履修生及び履修生であった者並びにプログラム担当者及びプログラム担当者であった者の親睦、交流及び支援をすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員同士の交流事業
- (2) 会員の研究活動支援事業
- (3) 社会貢献活動、及び学術研究活動
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、ホームページに掲載して行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
本会の目的に賛同して入会し、本会の運営に携わる個人
- (2) 一般会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で会長の推薦を経て総会において承認された個人

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

い。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第3章 総会

(開催)

第11条 定時総会は、毎年3月に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 総会は、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 総会の決議は、規約に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権を有する会員の半数以上が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した正会員がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第17条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの規約の定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの規約の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(名誉会長及び顧問)

第24条 本会に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、有識者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び規約に適合することを確保するための体制の整備

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名、電子署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、この規約に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、直近の総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 規約の変更、合併及び解散等

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第36条 本会は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第37条 本会は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第38条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国立大学法人東京大学に贈与するものとする。

附 則

- 1 本規約は、本会成立の日から施行する。
- 2 本規約に定めのない事項は、全て民法その他の法令に従う。
- 3 本規約は、総会の議決の日（令和2年3月29日）から改正施行する。